

## 《ライフプランと資金計画》

### 社会保障(健康保険)

#### 修得すべき体系的知識

- ① 出産育児一時金
- ② 高額療養費と限度額適用認定証
- ③ 報酬と傷病手当金の調整方法
- ④ 埋葬料(要件と支給額)

#### ① 出産育児一時金

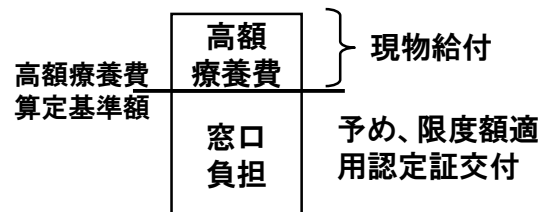
出産する医療機関等

産科医療補償制度に加入	42万円
産科医療補償制度に未加入	40.4万円

- ・妊娠4ヶ月以上なら死産、流産も対象
- ・産前産後休業期間は、出産手当金も支給
- ・医療機関等への直接支払制度あり
- ・1年以上加入、喪失後6ヶ月以内の出産でも支給

#### ② 高額療養費と限度額適用認定証

原則、償還払いの高額療養費について、現物給付化(70歳未満)



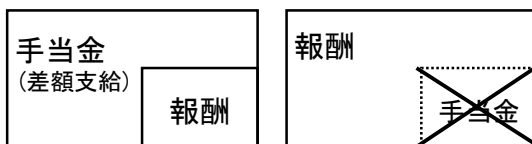
#### ③ 報酬と傷病手当金の調整方法

私傷病が原因で療養のため休業する場合、休業4日目から支給

(過去12か月間の平均標準報酬月額 ÷ 30 × 2/3)

報酬あり：傷病手当金支給停止(原則)

※報酬の方が少ない場合は差額支給



#### ④ 埋葬料(要件と支給額)

- ・業務外の傷病で死亡(業務上は労災から)
- ・生計維持されていた者で埋葬を行う(べき)者に支給
- ・定額5万円が支給
- ・資格喪失後、3ヶ月以内の死亡でも支給

※埋葬を行う(べき)者がいない場合、実際に埋葬を行った者に実費支給(上限5万円)

### 解説講義

正解 3 (最も不適切なもの)

- 1) ○ 出産育児一時金・・・42万円  
※産科医療補償制度に加入の場合
- 2) ○ 限度額適用認定証(70歳未満)の  
提示で高額療養費の現物給付
- 3) × 報酬日額 > 手当金日額・・・不支給  
手当金日額 > 報酬日額・・・差額
- 4) ○ 定額5万円が支給

### ポイントのまとめ

● 主要な保険給付の要件や給付額が重要

療養の給付 窓口負担	義務教育就学前：2割 70歳未満：3割 70歳以上：2割（現役並みは3割）	
傷病手当金 出産手当金	過去12カ月間の平均 標準報酬月額 ÷ 30 × 3分の2	報酬との調整あり
高額療養費 (70歳未満)	窓口負担が基準額を 超えた場合	限度額適用認定 証提示で現物給 付
出産育児 一時金	42万円（産科医療補 償制度加入）	別に出産手当金 も支給